

洪水予報・水位周知・水防警報等の防災情報について

長野県河川課

洪水予報河川〔水防法第10条, 第11条〕

- 洪水により国民経済上重大または相当な損害を生ずるおそれがある河川について、気象庁が流域の降水量を予測し、河川管理者が水位予測を行い、気象庁と河川管理者が共同で洪水予報を発表。
- 報道機関の協力を求めて住民の避難の参考になる洪水警報（はん濫警戒情報）等の情報を周知。

水位周知河川〔水防法第13条〕

- 流域面積が比較的小さく洪水予報を行う時間的余裕が無い河川において、避難に要する時間等を考慮した特別警戒水位を設定し、所定の水位に達した際に河川管理者（建設事務所長）が水位情報を通知。
- 報道機関の協力を求めて住民の避難の参考になる洪水情報（水位状況）を周知。

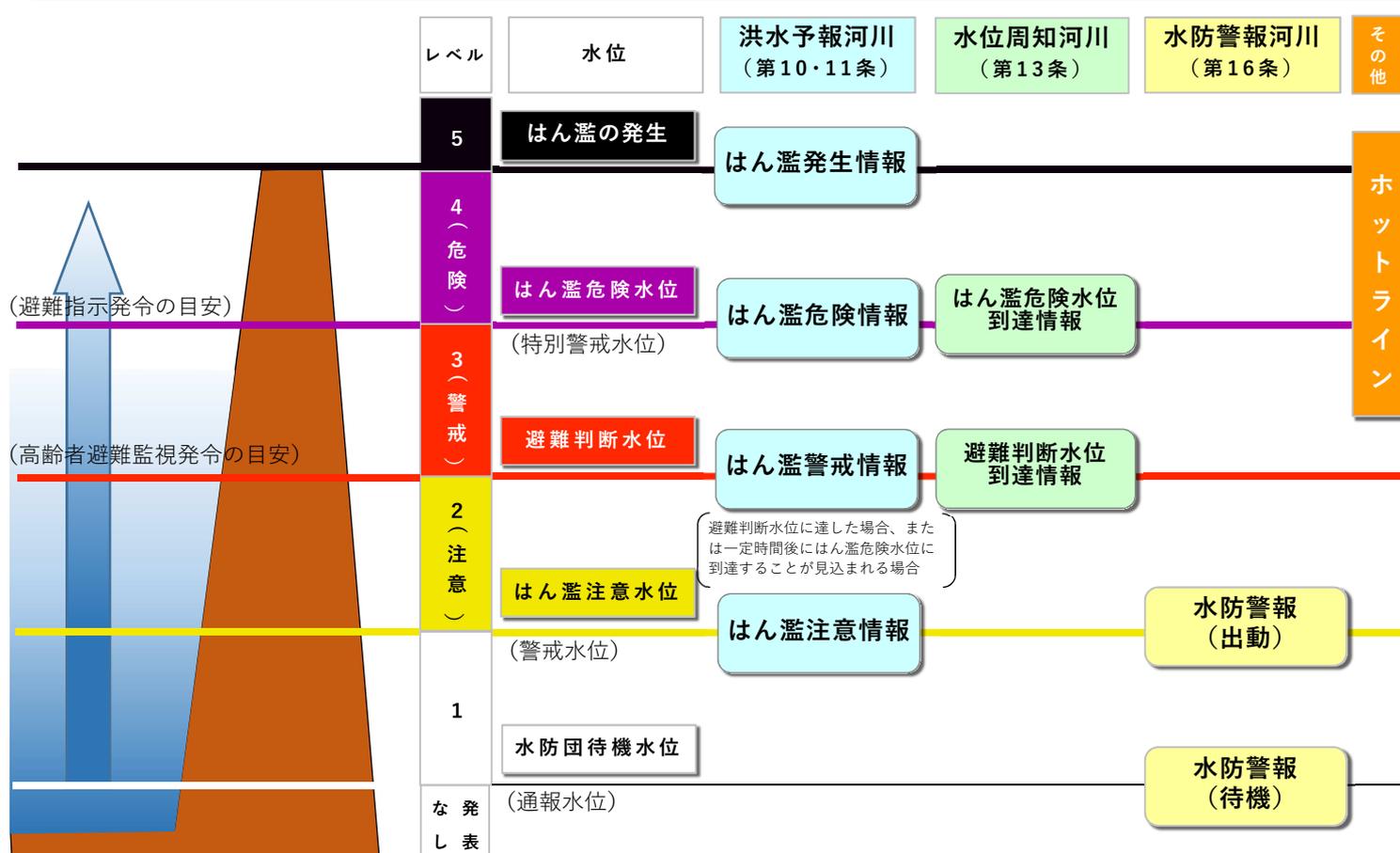
水防警報河川〔水防法第16条〕

- 水防団や消防機関などの防災機関における出動の指針とするため、所定の水位に達した際に河川管理者（建設事務所長）が発表。
- 水防活動の指針のため、洪水予報等の一般の方への情報より早い時点（低い水位）に段階的に発表。

ホットライン（建設事務所長 ⇄ 市町村長）

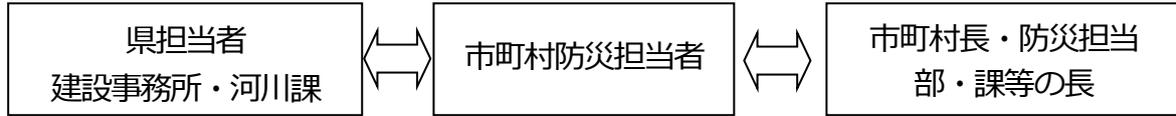
- 市町村が発令する避難指示等の判断支援のため、河川水位が氾濫危険水位に到達することが予想される時に河川管理者が市町村長へ水位の状況や今後の見通し等を直接電話等で伝える仕組み。

基準水位と警戒レベルについて

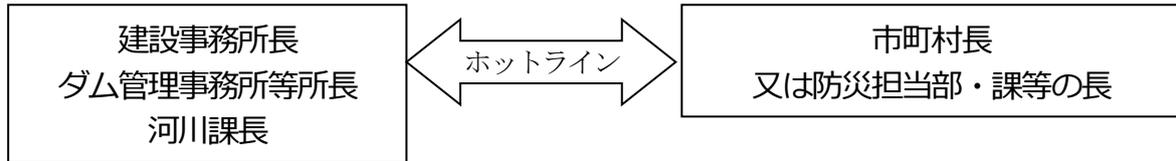


大規模出水想定時(緊急時)等の具体的な連絡方法

1 勤務時間内(平日)の情報伝達ルート



2 勤務時間外(土日、夜間等)の緊急時情報伝達ルート



※の情報伝達ルートの他、非常時に確実に迅速に市町村長へ情報を伝えるため、建設事務所長又は河川課長から直接市町村長等へ口頭で説明する場合があります

3 勤務時間内の連絡先(避難判断水位情報等発表時の連絡先)

〇〇市 〇〇課〇〇係 電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 メールアドレス 〇〇〇〇@city.〇〇〇〇.lg.jp

4 緊急連絡先(避難判断水位情報等発表時の連絡先)

〇〇市		携帯電話番号等
〇〇市長	〇〇 〇〇	
副市長	〇〇 〇〇	
〇〇部長	〇〇 〇〇	
〇〇課長	〇〇 〇〇	

※緊急連絡先については、緊急時以外には一切使用しませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、首長の連絡先の提供が困難な場合は、防災担当部・課等の長の連絡先としてください。

※水防情報発表時に、市町村役場に連絡がとれない場合の第一連絡者をご指定ください。

県緊急連絡先(令和4年4月1日時点)

長野県 伊那建設事務所	携帯電話番号
長野県 建設部 河川課	携帯電話番号

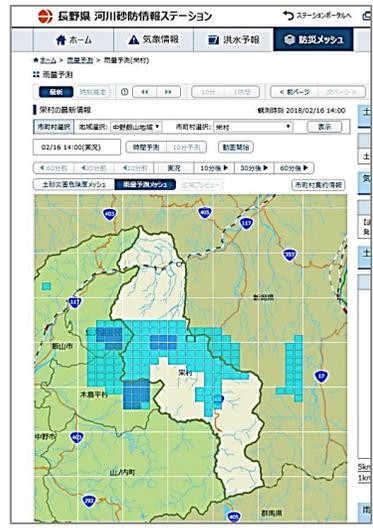
ホットラインの河川別タイミング

	天竜川(県管理区間) 水位周知河川など	危機管理型水位計設置河川
水位の把握	<ul style="list-style-type: none"> ○氾濫危険水位 ○避難判断水位 ○氾濫注意水位 ○水防団待機水位 	<ul style="list-style-type: none"> ○氾濫開始水位 ○危険水位 ○観測開始水位
通常連絡	<ul style="list-style-type: none"> ○氾濫危険水位(避難指示発令目安) ○避難判断水位(高齢者等避難開始発令目安) ○氾濫注意水位 ○水防団待機水位 	
伝達のタイミング	<ul style="list-style-type: none"> ①避難判断水位に達し、さらに水位上昇が大きいと予想される場 ②氾濫危険水位に達した時 ③氾濫情報を入手した時 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ①ダム放流を行い下流に急激な水位の上昇が生じると予想されるとき ②ダムの水位が非常用洪水吐敷高を越えると予想されるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ①危険水位に達し、さらに水位上昇が大きいと予想される場合 ②氾濫開始水位に達した時 ③氾濫情報を入手した時
伝達者 受信者	建設事務所長 ・ (河川課長) ⇒ 市町村長又は防災担当部 確実に情報伝達が行われるように、確実に連絡が取れる手段(携帯電話の番号等)を確認	
伝達事項	<ul style="list-style-type: none"> ○過去の降雨と水位の状況や災害の発生状況との関係を踏まえて、現在までの降雨量から推定される今後の水位の見通し等を可能な範囲で行う ○「洪水警報の危険度分布」で危険となっている場合 	

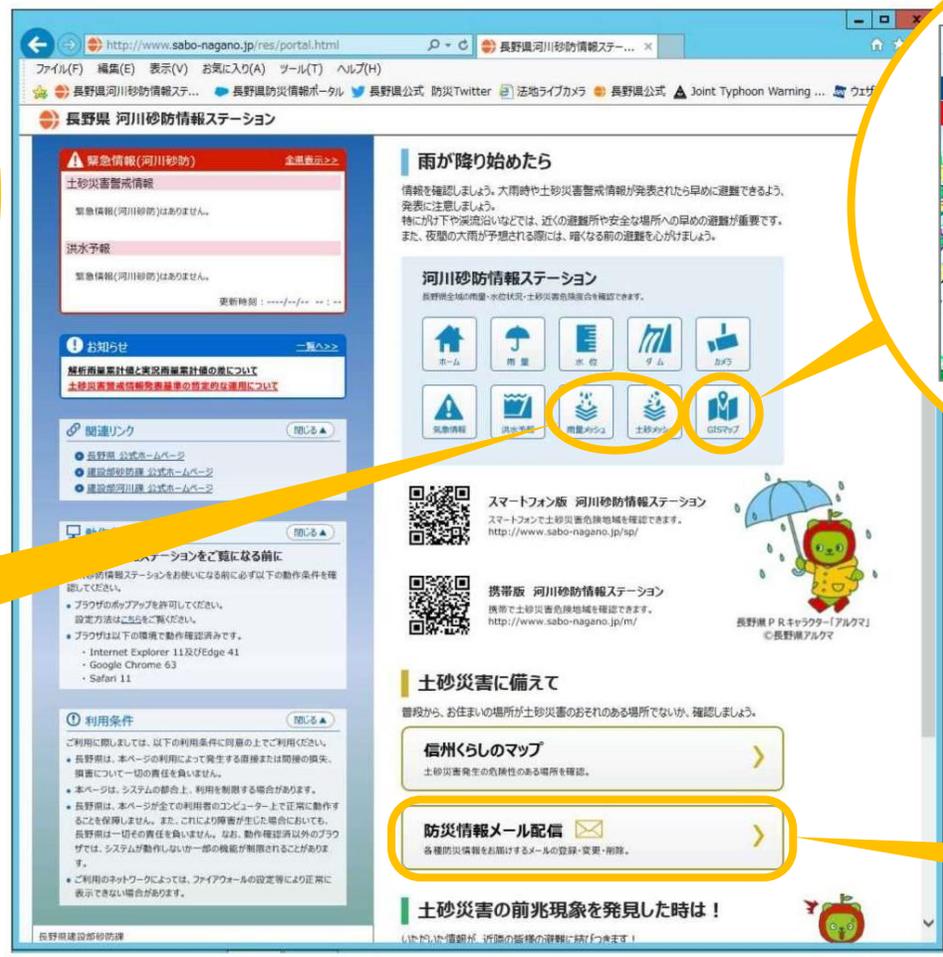
長野県河川砂防情報ステーション

防災に役立つ情報 4 つのポイント

情報更新 最短10分！！



防災情報の 精細化！！



スマホGPS 現在地に対応！！

配信項目の 充実！！



「危機管理型水位計」の設置について

長野県
伊那建設事務所

■危機管理型水位計とは？

- ・常時水位を観測するものではなく、大雨により河川の水位が上昇した時のみ、観測を行う簡易水位計のことで。
- ・観測した水位データは専用Webサイトに公開され、パソコン・スマートフォンでご覧頂けます。
- ・通常時は24時間に1回、大雨で水位が上がると10分に1回の観測水位が表示されます。

■水位情報の閲覧方法

- ①『川の水位情報』 (<https://k.river.go.jp/>) にアクセス
- ②地図が表示されるので、閲覧したい地域を拡大
- ③危機管理型水位計アイコンをクリックする



○閲覧画面



危機管理型水位計(電波式)



※各種基準水位を超えるとアイコンの色が変化します。

- 観測開始水位
河川断面の約20%にあたる水位。河川水位がこの高さを超えると水位計が10分おきに観測を行います。
- 危険水位
河川断面の約70%にあたる水位。避難行動を開始するための目安となります。

○詳細画面

左上のアイコンから河川横断面図、水位グラフ、観測値一覧へ画面切り替えが可能



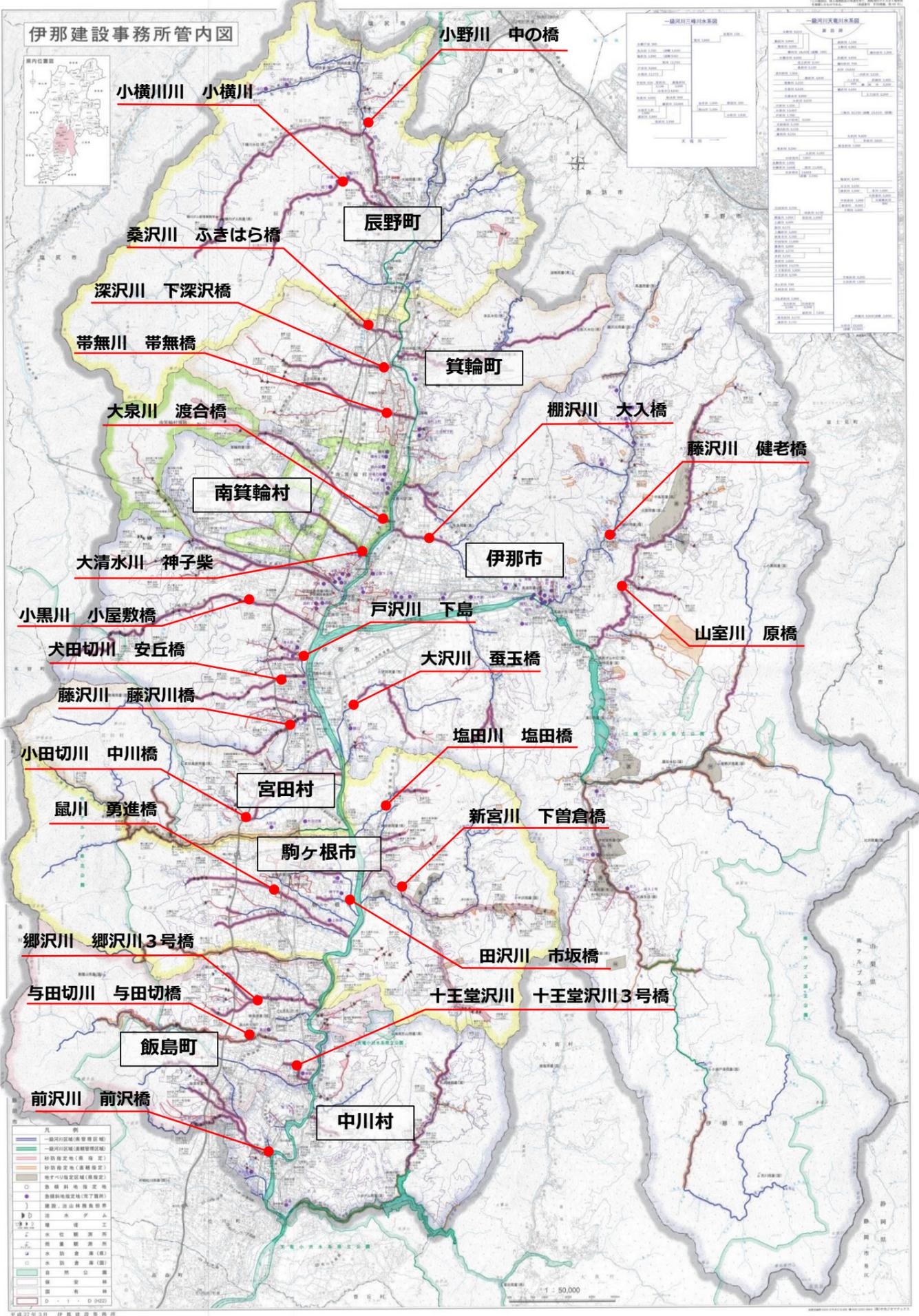
・河川部分に水面の位置と堤防天端からの高さが表示されます。
・水面位置が青い点線が表示されるため、付近の地盤高と水面の位置関係を視覚的に確認することができます。

・グラフは氾濫開始水位を0mとした水面の位置をm単位で表示しています。
・水位が「観測開始水位(黄色線)」より低い場合、24時間に1回の観測結果が、超える場合は10分に1回の観測結果が表示されます。

・観測日時、堤防天端からの水位高さ観測結果が、新着順に上から表示されます。

■設置位置図(県管理分)

※令和4年3月現在



※上記以外に、直轄管理河川は危機管理型水位計(国管理)が設置されています